



我が社はハラスメントを許しません！！

1 職場におけるハラスメントは、社員個人の尊厳を不当に傷つけ、心身の健康の悪化にもつながりかねない、決して許されない行為です。また、社員が能力を十分に発揮することを妨げ、また、会社にとっても職場秩序の乱れや生産性の低下を招き、企業のイメージダウンにもつながりかねない問題です。

2 我が社は下記の行為を許しません。

セクハラとは？

(セクシュアルハラスメント)

マタハラとは？

(妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント)

パワハラとは？

(パワーハラスメント)

例え…

- 性的な冗談、からかい質問
- わいせつ画面の閲覧、配付、掲示
- 性的な内容の噂を意図的に流す
- 体への不必要的接触
- 食事やデートにしつこく誘う
- 交際、性的な関係な強要
- 性的な言動を拒否した社員を辞めさせる

*被害者の性的指向又は性自認にかかわらず、性的な言動であればセクハラに該当します。

例え…

- 上司に妊娠を報告したら「他の人を雇うので辞めてもらう」と言われた
- 育休の取得について上司に相談したら「男のくせにありえない」と言われた
- 育児短時間勤務をしていたら、同僚から「まわりは迷惑している」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている

例え…

- 物を投げつけられ、身体に当たった
- 同僚の前で、上司から無能扱いする言葉を受けた
- 先輩・上司に挨拶しても、無視され、挨拶してくれない
- 一人ではできない量の仕事を押しつけられる
- 仕事を何も与えられない

※その他、当社の「ハラスメント防止に関する規程」及び「介護現場におけるハラスメント対策テキスト」に該当するハラスメントを含む。

3 この方針の対象は、正社員、派遣社員、パート・アルバイト等当社において働いている方すべて、さらには、顧客、取引先の社員の方等を含みます。また、女性、男性、同性同士かを問いません。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、ハラスメントのない、快適な職場を作りましょう。

4 社員がハラスメントを行った場合、就業規則 第9章「表彰及び懲戒」第53条「懲戒の事由」に当たることとなり、処分されることがあります。

その場合、次の要素を総合的に判断し、処分を決定します。

- ①行為の具体的態様（時間・場所（職場か否か）・内容・程度）
- ②当事者同士の関係（職位等）
- ③被害者の対応（告訴等）・心情等

5 相談窓口

職場におけるハラスメントに関する相談（苦情を含む）窓口担当者は次の者です。

当社「ハラスメント防止に関する規程」にある別記様式(相談整理簿)での相談、または、電話・メール・弊社ホームページ「ハラスメント相談窓口/ダイヤル」での相談も受け付けますので、1人で悩まずにご相談ください。

上記2にあたるかどうか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。

① 川端 博輔	TEL : 070-5657-9369	MAIL: kawabata@my-jtm.co.jp
② 吉田 直人	TEL : 080-8519-6191	MAIL: yoshida@my-jtm.co.jp
③ 秋田 健作	TEL : 080-9598-4828	MAIL: mcm@my-jtm.co.jp
④ 松浦 正沙世	TEL : 080-8519-6190	MAIL: m.matsuura@my-jtm.co.jp
⑤ 飯田 昌一	TEL : 080-1368-5463	MAIL: i.ida@my-jtm.co.jp
⑥ 安藤 俊哉	TEL : 080-9598-4829	MAIL: s.ando@my-jtm.co.jp
⑦ 水田 啓子	TEL : 070-5074-0252	MAIL: mizuta@my-jtm.co.jp
⑧ ホームページ	http://greencare.co.jp/	

公平に、相談者・行為者双方について、プライバシーを守り対応しますので安心してご相談ください。

6 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いは行いません。

7 専門家によるハラスメント防止研修・講習も定期的に行います。

8 5に該当する担当者に相談できない場合は、下記へご相談ください。

大阪労働局 雇用環境・均等部 指導課

住 所：〒540-8527 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階

T E L : 06-6941-8940 開庁時間 月～金（土日祝除く） 8時30分～17時15分

H P :

https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kobetsu_roudou_funsou/hourei_seido/kikan.html



この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。